一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百二十一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線
三　事業施行期間　自平成十八年六月三十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十九号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線
三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第三百七十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十五号線
三　事業施行期間　自平成十六年十二月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二百五十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第八号線
三　事業施行期間　自平成二十年五月三十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千三百七十九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十一号線及び荒川区画街路第十号線
三　事業施行期間　自平成九年六月二十六日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第六百八十号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成十二年三月二十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百三十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線
三　事業施行期間　自平成十三年五月三十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし